

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

放課後等デイサービスだんでらいおん

(目的)

放課後等デイサービスだんでらいおんは、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1 基本的な考え方

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう適切な感染対策の取り組みを行う。

2 感染症・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の設備

(1) 平常時の対策

- ① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適切な感染予防・再発防止策を整備する態勢の構築に取り組む。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。また「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。
 - イ)利用者の健康管理
 - ロ)職員の健康管理
 - ハ)標準的な感染予防策
 - ニ)衛生管理
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員に「研修」を定期的を実施する。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行

動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に「訓練」を定期的に実施する。

- ⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行う。

(2) 発生時の対応

- ① 事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況を正しく把握し、必要に応じて医療機関や保健所、関係機関への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。事業所はその内容及び対応について全職員に周知する。
- ② 感染症またはそれが疑われる状況が発生した際には、利用者の状態や実施した措置などを記録する。
- ③ 感染拡大の防止について、行政・保健所からの指示に従い、協議する。
- ④ サービス事業所や関連機関と情報を共有し、連携して感染の広がり抑制する。また、情報を外部に提供する際や事業所として公表する際には、個人情報の取り扱いに十分な注意を払う。

(3) 感染症対策マニュアル等の整備と活用

- ① 事業所に感染対策マニュアルを整備するとともに、マニュアルに沿った感染対策に努める。
- ② マニュアルを定期的に見直し、最新の情報を掲載する。
- ③ 「放課後等デイサービスにおける感染対策の手引き（厚生労働省）」を踏まえ、感染対策に常に努める。

3 本指針の閲覧に関する基本的方針

本指針は、利用者・家族や関係機関により希望があった場合にはすぐに閲覧できるようにしておくとともに、ホームページで公表する。

附則

本指針は、令和7年9月1日から適用する